

平成 26 年版

# 出入国管理



定刻 TIME	変更時刻 WILL DEP.	行先/經由地 TO/VIA	航空会社 AIRLINE	機体番号 FLIGHT NO.
10:35		BEIJING	AIR CHINA	CA6654
10:55		BEIJING/SHANGHAI	CHINA EASTERN	MU272
11:00	10:50	DENPASAR	GARUDA INDONESIA	GA881
11:00		HANOI	JAL	JL957
11:00	10:50	PARIS	VIETNAM AIRLINES	VN951
11:10		SINGAPORE	VIETNAM AIRLINES	VN955
11:15		SHANGHAI	JAL	JL405
11:20		CHICAGO	JAL	JL719
11:25		JAKARTA	JAL	JL619
11:25		PAPEETE	JAL	JL10
11:30		MUMBAI/BANGKOK	JALWAYS	JO725
12:00	11:45	LONDON	JAL	JL5177
12:00		NEW YORK	JAL	AI309
12:00		LONDON/MOSCOW	AIR-INDIA	JL401
12:00		DALLAS FT. NORTH	JAL	JL6
12:00		AMSTERDAM	AEROFLOT	SU582
12:00		SEOUL	JAL	JL5012
12:00		FRANKFURT	JAL	JL411
12:00		MANILA	DELTA	DL788
12:00		COMBO	JAL	JL40
12:00		NYANG	JAL	JL4
12:00		LA LUMPUR	SRI LANKAN	JL4
12:00			JAL	UL4
12:00			CHINA SOUTHERN	JL
12:00			MALAYSIAN	C

法務省入国管理局 編

97 ON  
95 CHE

平成26年版

# 出入国管理

法務省入国管理局編

# はじめに

## 平成26年版「出入国管理」の発刊に当たって



関西国際空港（提供：新関西国際空港株式会社）

昭和34年から発刊されている「出入国管理」は、本書で20冊目になります。平成15年版以前の「出入国管理」では、5年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応するべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、16年版以後は、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この平成26年版「出入国管理」では、入国管理局における業務の概要を紹介し、21年から25年までの過去5年間の業務の推移を見つつ、外国人旅行者の訪日促進のための観光立国実現に向けた取組、25年12月の高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直し、不法滞在者・偽装滞在者の縮減、テロリスト等の確実な入国阻止など、最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を、25年度の動きを中心に取りまとめています。

第1部では、「出入国管理行政とは～すべての人の出入国の公正な管理～」として、入国管理局の役割（第1章）、我が国の出入国管理制度（第2章）の概要を紹介しています。

第2部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の出入国の状況（第1章）、外国人の在留の状況（第2章）、技能実習制度の実施状況（第3章）、日本人の出帰国の状況（第4章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第5章）、難民認定業務等

の状況（第6章）、人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護（第7章）について統計資料を基に紹介しています。

第3部では、「平成25年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として、出入国管理及び難民認定法改正の概要（第1章）、円滑かつ厳格な入国審査等の実施（第2章）、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直し（第3章）、国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策（第4章）、難民の適正かつ迅速な庇護の推進（第5章）、国際社会及び国際情勢への対応（第6章）、広報活動と行政サービスの向上（第7章）、外国人との共生社会実現のための施策（第8章）、将来的な出入国管理行政の検討（第9章）について紹介しています。

また、資料編では、平成25年4月1日以降の出入国管理行政に関する主な出来事や、関連する統計などを紹介しています。

本書を通じ、出入国管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

平成26年12月

法務省入国管理局長 井上 宏



# 平成26年版「出入国管理」のポイント

## ■平成26年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政の概要（第1部）、出入国管理をめぐる状況（第2部）、主要な施策（第3部）及び資料編で構成。
- 第1部では、入国管理局における業務概要を記載。
- 第2部では、平成21年から25年までの5年間の業務統計を基に、25年の業務の状況を記載。
- 第3部では、平成25年度における主要な施策を記載（26年度の取組についても一部記載）。

## ■第1部 出入国管理行政とは

### ～すべての人の出入国の公正な管理～

- 入国管理局の役割
- 我が国の出入国管理制度

## ■第2部 出入国管理をめぐる近年の状況

- 平成25年における外国人入国者数  
平成25年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は1,125万5,221人、再入国者数を除いた新規入国者数は955万4,415人であり、前年に比べ外国人入国者数は208万3,075人（22.7%）、新規入国者数は200万4,417人（26.5%）の大幅な増加を記録した。25年における外国人入国者数の大幅な増加の要因としては、円高の是正を背景とした訪日旅行の割安感や、ASEAN諸国に対する査証発給の緩和措置等の観光立国に向けた政府の取組が、観光客の増加を促したものと考えられる。
- 平成25年末現在の在留外国人数  
平成25年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は206万6,445人であり、24年末現在と比べ1.6%増加している。  
また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は1.62%であり、24年末と比べ0.03ポイント増加している。
- 不法残留者数  
平成26年1月1日現在の不法残留者数は5万9,061人であり、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人から一貫して減少している。

## ■第3部 平成25年度における出入国管理行政に係る 主要な施策等

- 出入国管理及び難民認定法改正の概要  
第186回国会において、平成26年6月11日、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立し、同月18日に公布（平成26年法律第74号）された。その概要は以下のとおり。
  - ・ 高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れをより一層促進するため、高度人材を対象とした新たな在留資格の創設等をする。
  - ・ クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化のため、新たな特例上陸許可（船舶観光上陸許可）の創設及びみなし再入国許可対象者の拡大を行う。
  - ・ 一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化のため、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を拡大し、当該外国人の上陸許可の証印を省略、それに代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードの

制度を設ける。

- ・ 在留資格の整備として、「投資・経営」及び「留学」に係る改正、「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化を行う。
  - ・ 入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができる規定を創設する。
  - ・ 入管職員の調査権限に係る規定の整備として、再入国許可に係る調査規定及び退去強制令書の執行に関する照会規定を創設する。
- **円滑かつ厳格な入国審査等の実施**
- ・ 平成25年3月26日、全閣僚を構成員とする観光立国推進閣僚会議が立ち上げられた。その後、同年6月11日の第2回観光立国推進閣僚会議において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が取りまとめられ、同年中に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、さらに2,000万人の高みを目指すとの目標が掲げられた。なお、訪日外国人旅行者数1,000万人達成の目標は、25年12月20日に達成された（日本政府観光局発表）。
  - ・ 我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、セカンダリ審査（二次的審査）の導入、自動化ゲートの設置・増設及びクルーズ船乗客に対する審査の合理化策等により、円滑な審査の一層の推進を図っている。なお、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度の創設等を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第186回通常国会に提出し、同法律が平成26年6月に成立した。
  - ・ 国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報及びAPI S等を活用した、厳格な出入国審査を継続して実施している。
- **高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直し**
- ・ 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の点数に達した人を「高度人材外国人」と認定し、在留資格「特定活動」を付与した上で、出入国管理上の優遇措置を講ずるものである。
  - ・ 平成25年12月17日、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする改正法務省告示が制定された（同月24日施行）。
  - ・ 高度人材を対象とする「高度専門職第1号」の在留資格を創設するとともに、当該在留資格をもって一定期間在留した者が在留期間の制限なく在留することができる在留資格「高度専門職第2号」を創設すること等の内容を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第186回通常国会に提出し、同法律は平成26年6月に成立した。
- **国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策**
- ・ 不法残留者数は着実に減少してきており、これまでの取組の成果が現れているものの、今なお約5万9千人（平成26年1月1日現在）もの不法残留者が存在していると考えられるため、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。
  - ・ 「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分・活動目的を偽り、正規在留者を装って我が国で不法に就労等を行う者のことである。在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は看過できないものであることから、入国管理局としては、偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化などに努めている。
  - ・ 平成22年9月の日本弁護士連合会との間の合意に基づき、出入国管理行政における収容に関する諸問題について、より望ましい状況を実現するための方策等を協議することとしており、弁護士による被収容者の法律相談等の取組を行った。
  - ・ 退去強制令書が発付されてから相当の期間収容が継続している被収容者については、引き続き、一定期間ごとにその仮放免の必要性、相当性を検証・検討し、個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用しつつ、より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。

- ・ 平成22年7月に外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を設置しているところ、同委員会からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。
- **難民の適正かつ迅速な庇護の推進**
  - ・ 入国管理局では、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、難民認定申請案件の審査期間について、6か月を標準処理期間としているところ、平成25年度各四半期の平均処理（審査）期間は、いずれも6か月以内を維持した。
  - ・ 第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援が開始されている。22年度には第一陣として5家族27名が、23年度には4家族18名が、25年度には4家族18名が来日した（24年度は3家族16名の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退した。）。
  - ・ 平成24年3月から25年12月まで、難民対策連絡調整会議の下で開催された「第三国定住に関する有識者会議」の結果を踏まえて、26年1月24日、今後の方針について閣議了解が行われ、27年度以降は、この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとされた。
- **国際社会及び国際情勢への対応**
  - ・ 各国との経済連携協定（EPA）締結交渉等に積極的に参画した。
  - ・ EPAに基づき、インドネシアからは平成20年度、フィリピンからは21年度に、看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始しており、25年度までの受入れ人数は、インドネシアからは1,048人、フィリピンからは821人となっている。また、26年度から、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始している。
  - ・ G8、ASEMを始めとする国際会議に参加し、各国との議論や意見交換を通して協力関係の構築や情報共有等に努めている。

# 平成 26 年版「出入国管理」 目次

はじめにー平成 26 年版「出入国管理」の発刊に当たって

平成 26 年版「出入国管理」のポイント

目次

凡例

## 第 1 部 出入国管理行政とは ～すべての人の出入国の公正な管理～

第 1 章	入国管理局の役割	2
第 2 章	我が国の出入国管理制度	
第 1 節	目的と根拠法令	3
第 2 節	すべての人の出入（帰）国審査手続	3
①	外国人の出入国手続	3
②	外国人の入国（上陸）審査手続	4
	(1) 入国（上陸）審査	4
	(2) 口頭審理	4
	(3) 異議の申出	4
③	入国・事前審査	6
	(1) 査証事前協議	6
	(2) 在留資格認定証明書	6
④	特例上陸許可	7
	(1) 寄港地上陸の許可	8
	(2) 通過上陸の許可	8
	(3) 乗員上陸の許可	8
	(4) 緊急上陸の許可	8
	(5) 遭難による上陸の許可	8
⑤	日本人の出帰国手続	8
第 3 節	外国人の在留審査	9
①	在留資格制度	9
②	在留審査	12
	(1) 在留資格の変更許可	12
	(2) 在留期間の更新許可	12
	(3) 永住許可	12
	(4) 在留資格の取得許可	12
	(5) 再入国許可	12



	(6) 資格外活動の許可	13
	③ 在留資格取消制度	13
第4節	中長期在留者の在留管理制度等	14
	① 中長期在留者の在留管理制度	14
	(1) 在留カード	14
	(2) 在留カードに係る届出・申請	15
	ア 住居地の届出	15
	(ア) 新規上陸後の住居地の届出	15
	(イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出	15
	(ウ) 住居地の変更届出	15
	イ 住居地以外の記載事項の変更届出	15
	ウ 在留カードの有効期間の更新申請	15
	エ 紛失等による在留カードの再交付申請	15
	オ 汚損等による在留カードの再交付申請	16
	(3) 所属機関・配偶者に関する届出	16
	ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出	16
	(ア) 活動機関に関する届出	16
	(イ) 契約機関に関する届出	16
	(ウ) 配偶者に関する届出	16
	イ 所属機関による中長期在留者に関する届出	16
	② 特別永住者に係る措置	18
	(1) 特別永住者制度の見直し	18
	(2) 特別永住者証明書	18
	(3) 登録証明書から特別永住者証明書への切替申請に係る広報	18
コラム	外国人住民に係る住民基本台帳制度	19
コラム	電算システムを利用した利便性向上の取組	20
第5節	外国人の退去強制手続	22
	① 入国警備官の違反調査	24
	② 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	24
	③ 法務大臣の裁決	24
	④ 在留の許否	24
	(1) 在留が許可されない場合(退去強制)	24
	(2) 法務大臣の裁決の特例(在留特別許可)	25
	⑤ 出国命令制度	25
第6節	難民の認定	26
	① 難民条約等への加入	26

②	難民認定手続	26
(1)	難民の定義	26
(2)	仮滞在許可	26
(3)	事実の調査	26
(4)	法務大臣による難民の認定と認定の効果	27
③	異議の申立て	27
④	一時庇護のための上陸の許可	28
第7節	出入国管理基本計画	28

## 第2部 出入国管理をめぐる近年の状況

### 第1章 外国人の出入国の状況

第1節	外国人の出入国者数の推移	32
①	外国人の入国	32
(1)	入国者数	32
(2)	国籍・地域別	33
(3)	男女別・年齢別	34
(4)	目的(在留資格)別	34
ア	「短期滞在」	36
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	38
ウ	「留学」	40
エ	「研修」・「技能実習1号」	41
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	42
②	特例上陸	43
(1)	寄港地上陸の許可	43
(2)	通過上陸の許可	43
(3)	乗員上陸の許可	43
(4)	緊急上陸の許可	43
(5)	遭難による上陸の許可	43
(6)	一時庇護のための上陸の許可	43
③	外国人の出国	44
コラム	入管行政の最前線から(出入国審査担当入国審査官の声)	45
第2節	上陸審判状況	46
①	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	46
②	被上陸拒否者	48
③	上陸特別許可	49
コラム	入管行政の最前線から(審判業務担当入国審査官の声)	50
第3節	入国事前審査状況	51
①	査証事前協議	51
②	在留資格認定証明書	51
第2章	外国人の在留の状況	
第1節	在留外国人数	52
①	在留外国人数	52
②	国籍・地域別	53
③	目的(在留資格)別	54

	(1) 「永住者」・「特別永住者」	54
	(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	55
	(3) 「留学」	57
	(4) 「技能実習1号及び2号」	57
	(5) 「研修」	57
	(6) 「特定活動」	57
	(7) 身分又は地位に基づいて在留する外国人	58
	<b>④ 総在留外国人数</b>	58
第2節	<b>在留審査の状況</b>	61
	<b>① 在留資格の変更許可</b>	61
	(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	61
	(2) 「技能実習2号」への移行を目的とする在留資格変更許可	63
	<b>② 在留期間の更新許可</b>	64
	<b>③ 永住許可</b>	64
	<b>④ 在留資格の取得許可</b>	65
	<b>⑤ 再入国許可</b>	65
	<b>⑥ 資格外活動の許可</b>	65
第3節	<b>在留カード・特別永住者証明書の交付件数</b>	66
	<b>① 在留カードの交付件数</b>	66
	<b>② 特別永住者証明書の交付件数</b>	66
コラム	<b>入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声）</b>	67
<b>第3章</b>	<b>技能実習制度の実施状況</b>	
第1節	制度の概要	68
第2節	不適正な事案への対処	68
第3節	技能実習制度の見直し	70
<b>第4章</b>	<b>日本人の出帰国の状況</b>	
第1節	出国者	71
	<b>① 総数</b>	71
	<b>② 男女別・年齢別</b>	71
	<b>③ 空港・海港別</b>	72
第2節	帰国者	73
<b>第5章</b>	<b>外国人の退去強制手続業務の状況</b>	
第1節	不法残留者の状況	74
	<b>① 国籍・地域別</b>	74
	<b>② 在留資格別</b>	76
第2節	退去強制手続を執った入管法違反事件の概要	77



①	概要	77
②	退去強制事由別	78
	(1) 不法入国	78
	(2) 不法上陸	79
	(3) 不法残留	80
	(4) 資格外活動	81
コラム	尖閣諸島領有権主張活動家への対応	81
③	不法就労事件	81
	(1) 概況	81
	(2) 国籍・地域別	82
	(3) 男女別	83
	(4) 就労内容別	83
	(5) 稼働場所(都道府県)別	84
コラム	入管行政の最前線から(摘発業務担当入国警備官の声)	85
④	違反審判の概況	86
	(1) 事件の受理・処理	86
	(2) 退去強制令書の発付	87
	(3) 仮放免	88
	(4) 在留特別許可	89
⑤	送還の概況	89
	(1) 自費出国	91
	(2) 国費送還	91
	(3) 運送業者の責任と費用による送還	91
コラム	入管行政の最前線から(送還業務担当入国警備官の声)	92
⑥	出国命令事件	93
	(1) 違反調査	93
	ア 国籍・地域別	93
	イ 適条別	93
	(2) 審査	93
	ア 事件の受理・処理	93
	イ 出国命令書の交付	94
	(3) 出国確認	94
<b>第6章 難民認定業務等の状況</b>		
第1節	難民認定の申請及び処理	95
①	難民認定申請	95
②	難民認定申請の処理	96

③	仮滞在許可制度の運用状況	96
第2節	異議申立て	97
①	異議申立て	97
②	異議申立ての処理	97
第3節	難民審査参与員制度の意義と運用状況	97
第4節	一時庇護のための上陸の許可	98
コラム	入管行政の最前線から（難民調査官の声）	98
第7章	人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護	
第1節	人身取引対策の推進	99
①	人身取引被害者の保護	99
②	人身取引加害者の退去強制	100
第2節	外国人DV被害者の適切な保護	100
①	概要	100
②	外国人DV被害者の認知件数	101

# 第3部 平成25年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

<b>第1章</b>	<b>出入国管理及び難民認定法改正の概要</b>	
①	高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進	104
②	クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化	104
	(1) 新たな特例上陸許可(船舶観光上陸許可)の創設	105
	(2) みなし再入国許可対象者の拡大	105
③	一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化	105
④	その他	106
	(1) 在留資格の整備	106
	ア 在留資格「投資・経営」に係る改正	106
	イ 在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化	106
	ウ 在留資格「留学」に係る改正	106
	(2) 乗客予約記録(PNR)の取得を可能とするための改正	106
	(3) 入管職員の調査権限に係る規定の整備	106
	ア 再入国許可に係る規定の創設	106
	イ 退去強制令書の執行に関する照会規定の創設	106
<b>第2章</b>	<b>円滑かつ厳格な入国審査等の実施</b>	
<b>第1節</b>	<b>観光立国実現に向けた取組</b>	107
①	審査待ち時間短縮のための取組	107
②	自動化ゲート	107
③	クルーズ船の乗客への対応	108
④	LCC専用ターミナルに対する体制整備	108
⑤	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」への対応	108
<b>第2節</b>	<b>水際対策の強化</b>	109
①	個人識別情報を活用した入国審査の実施	109
②	ICPO紛失・盗難旅券情報の活用	109
③	APISを活用した出入国審査	109
コラム	機動班の活動	110
コラム	直行通過区域におけるパトロール活動	110
コラム	入管行政の最前線から(指紋鑑識担当職員の声)	111
<b>第3章</b>	<b>高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直し</b>	
<b>第1節</b>	<b>制度の概要</b>	112
<b>第2節</b>	<b>認定要件等の見直しの背景・経緯</b>	113
<b>第3節</b>	<b>見直しの概要</b>	113

第4節	広報活動	114
第5節	新しい在留資格の創設等	114
<b>第4章</b>	<b>国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策</b>	
第1節	不法滞在者対策の実施	115
①	不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	115
②	更なる不法滞在者の削減に向けた取組	115
	(1) 摘発の強化	115
	(2) 出頭申告しやすい環境の整備	116
第2節	偽装滞在者対策の実施	116
①	偽装滞在者等について	116
②	偽装滞在者等の取締りの実施	117
	(1) 情報の収集・分析の強化	117
	(2) 資格外活動違反者の摘発強化・在留資格取消事由該当者への 厳格な対応	117
③	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への厳格な 対応	117
第3節	処遇の適正化に向けた取組	118
①	被収容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	118
②	入国者収容所等視察委員会の活動等	118
コラム	入管行政の最前線から（処遇業務担当入国警備官の声）	119
コラム	「世界一安全な日本」創造戦略	120
<b>第5章</b>	<b>難民の適正かつ迅速な庇護の推進</b>	
第1節	適正かつ迅速な案件処理の促進	121
第2節	第三国定住による難民の受入れ	121
第3節	民間支援団体との連携の推進	122
<b>第6章</b>	<b>国際社会及び国際情勢への対応</b>	
第1節	条約締結等への対応	123
①	各国とのEPA締結交渉への主な対応	123
②	EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	123
③	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	123
第2節	国際会議への対応	124
①	G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合	124
②	その他の国際会議等	124
コラム	第12回ASEM移民管理局長級会合（於：東京）の概要	125
<b>第7章</b>	<b>広報活動と行政サービスの向上</b>	
第1節	広報活動の推進	126



第2節	行政サービスの向上	127
①	上陸審査手続の円滑化	127
②	外国人への案内サービス	127
③	入国管理局ホームページ	128
<b>第8章</b>	<b>外国人との共生社会実現のための施策</b>	
第1節	外国人集住都市会議への参加	129
第2節	政府全体の取組への参画	129
<b>第9章</b>	<b>将来的な出入国管理行政の検討</b>	
第1節	出入国管理政策懇談会の概要	130
第2節	第6次出入国管理政策懇談会の開催	130

# 資料編

資料編1	平成25年4月1日以降の主な出来事	134
資料編2	統計	
	(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移 (※投資・経営, 技術, 人文知識・国際業務, 企業内転勤, 興行, 技能, 技能実習1号, 技能実習2号, 留学, 研修, 特定活動, 永住者, 日本人の配偶者等, 定住者)	136
	(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者・在留外国人数の推移 (※韓国・朝鮮, 中国, フィリピン, ブラジル)	143
	(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況(平成25年)	147
	(4) 偽変造文書発見件数の推移	147
資料編3	出入国管理関係訴訟	
第1節	概況	148
第2節	主な裁判例	149
資料編4	組織・体制の拡充	
第1節	組織・機構	152
	① 入国管理官署の概要	152
	② 入国管理官署の組織の見直し	154
第2節	職員	155
	① 入国管理局職員	155
	② 増員	156
	(1) 東京入国管理局成田空港支局等における出入国審査体制の強化	157
	(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化	158
	③ 研修	159
資料編5	予算等	
第1節	予算	160
第2節	施設	161

## 関係図表目次



図 1	上陸審査の流れ	5
図 2	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	7
図 3	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	17
図 4	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	23
図 5	難民認定申請の形態と手続	27
図 6	第4次出入国管理基本計画の概要	29
図 7	外国人入国者数の推移	32
図 8	主な国籍・地域別入国者数の推移	33
図 9	男女別・年齢別外国人入国者数（平成 25 年）	34
図 10	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	37
図 11	観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成 25 年）	37
図 12	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	38
図 13	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	40
図 14	「研修」及び「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	41
図 15	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	42
図 16	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	48
図 17	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	52
図 18	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	53
図 19	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	56
図 20	総在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	59
図 21	主な国籍・地域別総在留外国人数の推移	59
図 22	技能実習制度の見直しの方向性検討結果概要	70
図 23	日本人出国者数の推移	71
図 24	男女別・年齢別日本人出国者数（平成 25 年）	72
図 25	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	76
図 26	口頭審理請求件数及びその比率の推移	87
図 27	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	88
図 28	入国管理局組織表	152
図 29	法務省入国管理局所管事項	153
図 30	入国管理官署職員定員の推移	156
図 31	予算額の推移	160
図 32	電算関連主要予算額の推移	161

## 表

表 1	在留資格一覧表	9
表 2	在留資格別新規入国者数の推移	35
表 3	特例上陸許可件数の推移	43
表 4	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	44
表 5	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	46
表 6	口頭審理の処理状況の推移	47
表 7	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	49
表 8	入国事前審査処理件数の推移	51
表 9	在留資格別在留外国人数の推移	54
表 10	在留資格別総在留外国人数の推移	60
表 11	在留審査業務許可件数の推移	61
表 12	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	62
表 13	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	62
表 14	国籍・地域別「技能実習2号」（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む）への移行者数の推移	63
表 15	職種別「技能実習2号」（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む）への移行者数の推移	64
表 16	国籍・地域別永住許可件数の推移	65
表 17	在留カード交付件数（平成 25 年）	66
表 18	特別永住者証明書交付件数（平成 25 年）	66
表 19	受入れ形態別「不正行為」機関数の推移	68
表 20	類型別「不正行為」件数（平成 25 年）	69
表 21	滞在期間別日本人帰国者数の推移	73
表 22	国籍・地域別不法残留者数の推移	75
表 23	在留資格別不法残留者数の推移	76
表 24	退去強制事由別入管法違反事件の推移	77
表 25	国籍・地域別入管法違反事件の推移	77
表 26	国籍・地域別不法入国事件の推移	78
表 27	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	79
表 28	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	79
表 29	国籍・地域別不法上陸事件の推移	79
表 30	国籍・地域別不法残留事件の推移	80
表 31	国籍・地域別資格外活動事件の推移	81
表 32	国籍・地域別不法就労事件の推移	82
表 33	就労内容別不法就労事件の推移	83



表 34	稼働場所別不法就労事件の推移	84
表 35	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	86
表 36	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	87
表 37	仮放免許可件数の推移	88
表 38	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	89
表 39	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	89
表 40	国籍・地域別被送還者数の推移	90
表 41	送還方法別被送還者数の推移	90
表 42	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	91
表 43	国籍・地域別出国命令による引継者数（平成 25 年）	93
表 44	国籍・地域別出国命令書の交付状況	94
表 45	難民認定申請数の推移	95
表 46	庇護数の推移	96
表 47	難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移	97
表 48	人身取引の被害者数（平成 25 年）	99
表 49	人身取引被害者数の推移	100
表 50	DV被害者把握状況（平成 25 年）	101
表 51	地方入国管理局別DV事案の認知件数（平成 25 年）	101
表 52	出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成 25 年末現在）	148
表 53	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	155
表 54	入国管理官署職員定員の推移	157

## 写真

写真 1	関西国際空港（提供：新関西国際空港株式会社）……………	はじめに
写真 2	在留カード……………	14
写真 3	特別永住者証明書……………	18
写真 4	コラム「入管行政の最前線から」①……………	45
写真 5	上陸口頭審理風景……………	46
写真 6	コラム「入管行政の最前線から」②……………	50
写真 7	在留審査窓口風景……………	61
写真 8	コラム「入管行政の最前線から」③……………	67
写真 9	空港上陸審査風景……………	73
写真 10	違反調査風景……………	74
写真 11	不法就労摘発風景……………	83
写真 12	コラム「入管行政の最前線から」④……………	85
写真 13	違反審判風景……………	86
写真 14	送還風景……………	90
写真 15	コラム「入管行政の最前線から」⑤……………	92
写真 16	コラム「入管行政の最前線から」⑥……………	98
写真 17	自動化ゲート……………	108
写真 18	個人識別情報を活用した入国審査風景……………	109
写真 19	偽変造文書対策……………	109
写真 20	関係機関合同訓練風景……………	110
写真 21	臨船サーチ風景……………	110
写真 22	パトロール活動風景……………	110
写真 23	コラム「入管行政の最前線から」⑦……………	111
写真 24	コラム「入管行政の最前線から」⑧……………	119
写真 25	第 12 回 ASEM 移民管理局長級会合開催風景……………	125
写真 26	自動化ゲート利用促進のための広報風景①……………	126
写真 27	自動化ゲート利用促進のための広報風景②……………	126
写真 28	不法就労外国人対策キャンペーン風景……………	126
写真 29	審査待ち時間表示……………	127
写真 30	プライオリティレーン……………	127
写真 31	外国人在留総合インフォメーションセンター……………	128
写真 32	出入国管理政策懇談会の開催風景……………	130
写真 33	入国管理局職員……………	155
写真 34	研修風景……………	159

## 凡例

外登法	外国人登録法
登録証明書	外国人登録証明書
難民議定書	難民の地位に関する議定書
難民条約	難民の地位に関する条約
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
入管法等改正法	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）
APIS	Advance Passenger Information System（事前旅客情報システム）
ASEM	Asia-Europe Meeting（アジア欧州会合）
EDカード	Embarkation and Disembarkation Card（出入国記録カード）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
ICPO	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）